



2026 トクトク定期 キャンペーン

2026年6月1日(月)～8月31日(月)

目標金額50億円

- ◆ 個人の方(原則組合員) ◆ 新たな資金 ◆ 通帳式・通帳レス口座サービスのみ
- ◆ スーパー定期貯金
- ◆ 1年 100万円以上1,000万円まで
- ◆ 3年 100万円以上1,000万円まで
- ◆ 500万円以上でご契約の場合、振込手数料を当組合が負担します。

(お立替えいただきました振込手数料につきましてはキャンペーン定期ご契約の際に振込手数料の確認できる書類と引き換えにご返金させていただきます。)



©JAとうかつ中央 なしこまどん

スーパー定期貯金

1年 単利型

年 **0.80%**

(税引後年0.637%)

店頭表示金利(令和8年5月1日現在)
年0.40%

3年 複利型

年 **1.45%**

(税引後年1.155%)

店頭表示金利(令和8年5月1日現在)
年0.60%

※金利情勢等によって、事前の通知なく金利・内容の変更や取扱いを中止させていただく場合があります。

- 貯金の種類：スーパー定期貯金 1年<単利型>・3年<複利型> (自動継続)
- ※ A T Mおよび J A ネットバンク、 J A バンクアプリプラスからのお預入れはできません。初回満期日以降の金利はご継続時の店頭表示金利となります。
- お預入金額：100万円以上1,000万円まで
- 適用金利：1年0.80% 3年1.45%
- お取扱対象：個人の方(原則組合員)に限ります。
- 対象資金：新たなご資金に限ります。※新たなご資金とは、2026年3月1日以降に他金融機関からの現金(小切手)・振込み等によりお預入れされたご資金です。(既に当JAにお預入れの定期貯金等の満期資金、ご解約資金等(出金)によるお預け替えは対象外)
- 目標総額：合計50億円
- 預入方法：通帳式・通帳レス口座サービスのみのお預入れとなります。● 中途解約：満期日前の解約はできません。やむを得ず解約された場合は所定の中途解約利率が適用されます。
- この貯金は貯金保険制度の対象商品ですが、貯金保険の範囲内での保護となります。● 東日本大震災の復興財源を確保するための復興特別所得税を付加した20.315%分の税金が差し引かれます。なお、税引後の金利は、小数点第4位以下切り捨てにて表示しております。
- 詳しくはお近くの窓口にてお問い合わせください。

常盤平支店	松戸市金ヶ作96の1 047-387-7575(代)	馬橋支店	松戸市馬橋1939の1 047-343-6800(代)	八木支店	流山市野々下1丁目307 04-7158-2211(代)
松戸南支店	松戸市和名ヶ谷1428の1 047-391-6138(代)	鎌ヶ谷支店	鎌ヶ谷市初富362の2 047-443-4010(代)	十太夫支店	流山市おおたかの森北3丁目30の4 04-7152-2211(代)
五香六実支店	松戸市六実1丁目16の3 047-387-5115(代)	小金支店	松戸市小金さよレヶ丘1丁目7の3 047-341-4151(代)	新川支店	流山市中野久木439 04-7152-3171(代)
松戸西支店	松戸市旭町1丁目118の1 047-341-5125(代)	南流山支店	流山市南流山4丁目3の8 04-7159-7111(代)		
中央支店	松戸市上本郷2243の1 047-361-2207(代)	流山支店	流山市平和台3丁目5の1 04-7159-1001(代)		

商品概要説明書

2026 トク トク 定期キャンペーン

(2026年6月1日現在)

商品名	2026 トク トク 定期キャンペーン	
	スーパー定期貯金<単利型>	スーパー定期貯金<複利型>
取扱期間	・2026年6月1日(月)～2026年8月31日(月)	
ご利用いただける方	・個人：原則組合員の方(作成時申し込みも可とする)	
期間	・定型方式 1年(自動継続)	・定型方式 3年(自動継続)
預入方法	(1) 預入方法 ・一括預入(他行からの預け替え、現金・小切手の預け入れ等の新規預入) ・通帳式(総合口座含む)・通帳レス口座サービスがご利用になります。 (2) 預入金額 ・100万円以上1,000万円まで (3) 預入単位 ・1円単位 (4) 預入条件 ・個人の方(原則組合員の方) ・新たな資金に限る。 (5) 目標総額 ・50億円	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利息	(1) 適用金利 0.80% 上記金利は初回満期日までとし、自動継続以降は継続日における店頭表示金利を適用します。 (2) 利払頻度 ・満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税金 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ・金利は窓口でお問い合わせください。	
手数料	-	
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 約定した預入期間が1か月以上1年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店(所)または金融部(電話：047-361-2205)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」	
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとうかつ中央